

ふしの干潟ファンクラブ設置要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、榎野川河口域・干潟自然再生協議会設置要綱第2条に定める榎野川河口干潟等の自然再生を進めるため、干潟等の価値や魅力、榎野川河口域・干潟自然再生協議会（以下「協議会」という。）構成委員等が行う自然再生活動等の情報を幅広く発信し、活動を促進することを目的として設置する「ふしの干潟ファンクラブ（以下「ファンクラブ」という。）」に関し、必要な事項を定める。

(登録資格)

第2条 ファンクラブ会員（以下「会員」という。）として登録できる者は、榎野川河口干潟等の自然再生の取組に共感する個人又は団体とする。

(登録手続き等)

第3条 会員として登録しようとする個人又は団体の代表者は、協議会会長にファンクラブ会員登録申込書（様式第1号）を提出するものとする。

- 2 協議会会長は、前項の申込書が提出されたときは、申込者を会員に登録する。
- 3 会員の登録における費用は、無料とする。
- 4 会員の登録期間は、無期限とする。

(会員の責務)

第4条 会員は、活動中に知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。

(登録の解除)

第5条 協議会会長は、会員が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を解除することができる。

- (1) 本人又は団体の代表者が登録解除の申出をしたとき。
- (2) 死亡、失踪の宣言
- (3) 団体の解散
- (4) その他協議会会長が会員として不相当と認めたとき。

(庶務)

第6条 ファンクラブに関する庶務は、協議会事務局が処理する。

- 2 協議会事務局は、協議会委員等から提供された次に掲げる情報等を会員に提供する。
 - (1) ボランティア募集情報、イベント情報
 - (2) 調査研究等の結果
 - (3) 普及啓発資料（ニュースレター等）
 - (4) その他関係情報

3 協議会会長及び協議会事務局は、あらかじめ、会員の下承を得た上で、その者の個人情報を協議会委員等に提供することができる。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、ファンクラブの運営に必要な事項は、協議会会長が別に定める。

附則

この要綱は、平成30年2月24日から施行する。